

令和2年度 国民年金保険料が変わります

国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

種別	対象者	納付方法	届出先
第1号 被保険者	自営業者、農林漁業者、 学生など	全額自分で納付 (日本年金機構から送付される納付書に による現金納付のほかに、口座振替納付や クレジットカード納付もあります)	役場 住民福祉課国保年金係
第2号 被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と 事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号 被保険者	第2号被保険者に 扶養されている配偶者	自身で保険料を納める必要はありません	第2号被保険者の勤務先

令和2年度の国民年金第1号被保険者の保険料は

月額 1万6,540円です (平成31年度から130円引き上げ)

前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。納付方法や前納の種類は下表のとおりです。

種類	納付書 (現金納付)	口座振替納付	クレジットカード納付
翌月末振替 (割引なし)	○	○	○
当月末振替 (早割)	×	○	×
6カ月前納	○	○ 申込期限：前期（4月～9月分）は2月末日 後期（10月～3月分）は8月末日	○
1年前納	○	○ 申込期限：2月末日	○
2年前納	○	○ 申込期限：2月末日	○

免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

問い合わせ先

- ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322
- ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の 8分の4
4分の3免除	4,140円	全額納めた場合の 8分の5
半額免除	8,270円	全額納めた場合の 8分の6
4分の1免除	1万2,410円	全額納めた場合の 8分の7
納付猶予・ 学生納付特例	0円	年金額に反映され ません

* 年金反映額は平成21年4月以後の期間である場合